

小甲実告示 1 号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成 31 年 4 月 16 日

小江戸甲府の夏祭り実行委員会
会長 雨宮 正英

1 業務名

2019 小江戸甲府の夏祭り関係業務<企画運営>

2 業務概要

8 月 11 日の「山の日」の祝日に、お盆の休みと合せた大勢の方の帰省や旅行等を行う機会を見越して、市民の皆様はもとより、市外・県外の観光客及び帰省客をターゲットとし、交流人口の増加による地域の活性化に寄与することを目的として「2019 小江戸甲府の夏祭り」を開催する。

また、本年は「こうふ開府 500 年」という歴史的な節目の記念となる年であることから、祭り全体を盛り上げるため、前日である 8 月 10 日（土）を「前夜祭」、8 月 11 日（日・祝）を「本祭り」として開催し、相乗効果による集客を目指すものとする。

3 履行期間

契約締結日から平成 31 年 9 月 30 日（月）

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、共同企業体の場合は、第 1 号から第 6 号の要件は代表者及び構成員が全て満たす者とし、第 7 号の要件は代表者または構成員のいずれか

が満たす者とする。

- (1) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 申込日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 直近1年間に市税の滞納がない者であること。
- (7) 平成26年度から平成30年度までに、国又は地方公共団体等が発注した類似業務の受託実績を、元請けとして1件以上有していること。

5 手続等

甲府市ホームページにて、「公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）」「提出書類様式集」「仕様書」等の関係書類を公表するので、適宜ダウンロードすること。

参加申込や提出期限及び提出先については、実施要項を参照すること。

6 連絡先

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

小江戸甲府の夏祭り実行委員会事務局（甲府市産業部観光商工室観光課内）

担当 堀内、日向ひなた

TEL 055-237-5702

FAX 055-227-8065

電子メール sangkaka@city.kofu.lg.jp